

令和5年2月28日

お客さま 各位

那須信用組合

**キャッシュカードでのATM振込の一部利用制限について  
(特殊詐欺防止対策)**

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、キャッシュカードによるATMでの振込に不慣れな高齢者の方をATMに誘導し、預金を振り込ませ現金をだまし取る「還付金詐欺」などの被害が多発しています。

当組合では、このような被害からお客様の大切な預金を守るため、キャッシュカードによるATM振込取引を一部制限させていただいております。

お客さまには大変ご不便をおかけしますが、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

**1. 対象となるお客さま**

70歳以上のお客さま且つ、過去1年間ATMでのキャッシュカードによるお振込をされていない方。

**2. 振込制限内容**

対象となるお客さまについては、キャッシュカードによるATMの振込限度額を「1,000円」に設定させていただきますので、1,000円超の振込ができなくなります。

(但し、当組合に対しカード振込限度額変更を申出ているお客様を除きます。)

※キャッシュカードによるお預け入れやお引き出しは、従来通りご利用いただけます。

**3. 対象となるお客様がキャッシュカードによるATM振込を希望される場合**

平日の営業時間内にキャッシュカード、お届け印、本人確認書類(運転免許証等)をご持参のうえ、最寄りの当組合窓口までお申し出ください。

以上